

# 令和6年・令和7年 議会基本条例 検証チェックシート (議員の評価)

【評価】 ◎＝概ね達成できた(達成度80%以上)      ○＝達成できたが、改善の余地あり(達成度60～79%)      ※空欄は未回答  
 △＝あまり達成できなかった(達成度30～59%)      ×＝達成できていない(達成度29%以下)

※条文は一部掲載を省略しているものがあります。

◆評価期間:令和6年1月～令和7年12月

条文等		取り組み状況など
第1条 目的		
※評価対象外のため、省略		
第2条 基本理念		
※評価対象外のため、省略		
第3条 最高規範性		
第1項	※評価対象外のため、省略	
第2項	※評価対象外のため、省略	
第3項	※評価対象外のため、省略	
第4条 議会及び議員の責務		
※評価対象外のため、省略		

【評価】 ◎＝概ね達成できた(達成度80%以上)      ○＝達成できたが、改善の余地あり(達成度60～79%)      ※空欄は未回答  
 △＝あまり達成できなかった(達成度30～59%)      ×＝達成できていない(達成度29%以下)

※条文は一部掲載を省略しているものがあります。      ◆評価期間:令和6年1月～令和7年12月

条文等				取り組み状況など												
第5条 議会の活動原則																
第1項	公開性、公正性、透明性、信頼性を重んじて、町民に信頼される開かれた議会、町民参加を推進する議会を目指して活動する。				議会報公会・議会懇談会・議会モニター会議の開催、インターネット中継の実施、会議録の公開、議会広報・議会速報の発行、ホームページでの議会活動状況の公開											
◎	○	△	×	齊藤	尾矢	大庭	雄谷	山岸	松田	志村	浜野	萬亀山	前崎	渡辺	山谷	堀田
6	6	1	0	○	△	◎	◎	○	○	◎	○	○	○	◎	◎	◎
<ul style="list-style-type: none"> <li>・中継や広報等開かれた議会を目指す取組が行われている。今後はより傍聴しやすい本会議日程の設定やYouTubeへの動画公開等工夫する必要がある。(斎藤)      ・例示のすべてが実施されている。(雄谷)      ・町民懇談会等、情報公開は行われている。(山岸)</li> <li>・報告会・懇談会等では、特定の町民の意見が多く、今後は、もっと幅広い意見の聴取方法の検討。中継の視聴しやすさの検討。(尾矢)</li> <li>・議会報告会及び議会懇談会を開催し、住民との意見交換を通じて、議会の活動について説明することができた。また、今年初めて開催した「議員カフェ」では、参加した住民と有意義な意見交換を行えたことは非常に良かったと思う。(大庭)</li> <li>・見やすさに関してはまだまだ改善の余地がある。(松田)      ・公開、公正な活動に誠心努力した。(志村)</li> <li>・議会広報などにより、議会の活動を公開できたと思う。(浜野)      ・参加者の減少が見られる。開催方法の検討も必要。(萬亀山)</li> <li>・議会報告会、懇談会、モニター会議を実施し、町民の意見を聞くことに傾注した。(前崎)</li> <li>・実施回数は前年比で上回っているが、参加町民の増加を含め検討する余地がある。(渡辺)</li> <li>・実施回数は前年比を上回っているが、町民の参加の増加を促す努力をする余地がある。(山谷)</li> <li>・高校生議会を通じた若年層への議会の存在感を知らしめることができたのは、大きな成果と思う。(堀田)</li> </ul>																

【評価】

◎＝概ね達成できた(達成度80%以上)

○＝達成できたが、改善の余地あり(達成度60～79%)

※空欄は未回答

△＝あまり達成できなかった(達成度30～59%)

×＝達成できていない(達成度29%以下)

※条文は一部掲載を省略しているものがあります。

◆評価期間:令和6年1月～令和7年12月

条文等					取り組み状況など												
第2項	町政運営に対する評価を通して、監視機関としての役割を果たすとともに、政策立案、政策提言機能の充実強化を図る。				議員発議による条例改正などの実績はなく、政策立案には至っていない 政策提言については、一般質問や所管事務調査等で一部見られる												
	◎	○	△	×	齊藤	尾矢	大庭	雄谷	山岸	松田	志村	浜野	萬亀山	前崎	渡辺	山谷	堀田
	0	3	9	1	△	△	△	△	△	△	△	△	○	△	○	○	×
<p>・議会の役割を果たすため一般質問の場等において機能をより充実させる余地がある。(斎藤) ・実績なし。(山岸)</p> <p>・政策提言については行っているが、政策立案は未だできていない。(尾矢) ・一般質問や所管事務調査等で政策提言は行ったところであるが、具体的な政策立案までには至っていない。(大場) ・議員発議による政策立案はないが、一般質問で政策提言がされている。(雄谷)</p> <p>・政策立案に至った事項はないが、一般質問、委員会所管事務調査などに一部見られた。(志村) ・条例改正などはなかった。(浜野)</p> <p>・特別委員会など提言等、真剣な論議がなされている。(萬亀山) ・議員発議等の実績はないが、一般質問等で一部見られる。(山谷)</p> <p>・一般質問や所管事務調査等で政策の立案・提言を行ってきた。議員発議による立案には至っていない。(前崎)</p> <p>・具体的政策立案は少ないが、一般質問等での提言では一部見られている。(渡辺)</p>																	
第3項	町民に対し積極的に情報発信するとともに、町民の多様な意見を的確に把握し、それらの意見を町政に反映させるための議会運営に努める。				議会広報・議会速報の発行、ホームページでの議会活動状況を公開 議会懇談会、議会モニター会議を開催し、町民からの意見を広く聞くことに努めた												
	◎	○	△	×	齊藤	尾矢	大庭	雄谷	山岸	松田	志村	浜野	萬亀山	前崎	渡辺	山谷	堀田
	2	11	0	0	○	○	○	◎	○	○	◎	○	○	○	○	○	○
<p>・広報は一部リニューアルされて、多くの町民に手に取ってもらえるよう仕掛けづくりを強化する。YouTubeのアーカイブについても今後は編集しアップロードするなど改善する必要がある。(斎藤) ・現在、議会広報の改革に取り組んでいる。限られた予算の中で前に進んでいる。(尾矢)</p> <p>・広報特別委員として議会広報の作成・発行に携わり、町民が読みやすい広報の作成に向けて様々な意見を発言し、積極的に取り組むことができた。議会報告会及びモニター会議などではもう少し幅広く意見交換ができたらと思った。(大庭) ・広報の発行や報告会などの開催。(浜野)</p> <p>・議会活動状況は公開されているが、町民の声を町政に反映させるための議会運営と言えるのか疑問です。(雄谷)</p> <p>・多くの意見を聞くことができた。(山岸) ・議会活動状況は広く公開されている。町民からの意見を広く聞いている。(山谷)</p> <p>・議会広報、速報などで活動状況を広く知らしめるとともに議会報告会、モニター会議、また、議員会主催の議員カフェなどを通じて町民の意見、要望を聞くことができた。(志村) ・活動状況は広く公開されている。(渡辺) ・意見を聞くことができた。(萬亀山)</p> <p>・議会広報・HP並びに議会報告会、懇談会等で情報発信及び町民の意見を的確に収集した。(前崎)</p>																	

【評価】 ◎＝概ね達成できた(達成度80%以上)      ○＝達成できたが、改善の余地あり(達成度60～79%)      ※空欄は未回答  
 △＝あまり達成できなかった(達成度30～59%)      ×＝達成できていない(達成度29%以下)

※条文は一部掲載を省略しているものがあります。      ◆評価期間:令和6年1月～令和7年12月

条文等					取り組み状況など												
第4項	傍聴者に議案の審議に用いる資料を提供するなど、町民の理解及び参加の意欲を高める議会運営に努める。				傍聴者には議員と同じ資料を配布している。ホームページによる議案、資料等の公開は未実施 ※議会モニター会議での意見を踏まえ、モニター分の議案等を増刷することとなった(会議後から増刷したが、残部数が増えた)												
	◎	○	△	×	齊藤	尾矢	大庭	雄谷	山岸	松田	志村	浜野	萬亀山	前崎	渡辺	山谷	堀田
	0	13	0	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> <li>・手軽に多くの町民の方が資料や議案を見られるようホームページを活用し公開する必要がある。(斎藤)</li> <li>・できることから改善に取り組んでいるが、やるべきことはまだまだたくさんある。(尾矢)      ・資料提供は行われている。(渡辺)</li> <li>・傍聴者に対しては、議員と同じ資料を配布することによって、従来よりは議案内容やそれに対する議員の質問の意図などが伝わったのではないと思われる。今後は一部他の市町村でも実施している、デジタルモニターや生成AIなどを活用した議会の公開方法の検討が必要だと思われる。(大庭)      ・傍聴者も同じ資料を見ている。残部数は減らすことに努める必要があります。(雄谷)</li> <li>・知友人に議会の傍聴を勧めた。(山岸)      ・資料の提供している。(浜野)      ・ホームページは実施した方がよい。(萬亀山)</li> <li>・傍聴者が限られているのは残念であるが、議案審議の内容が理解できる取組は達成されている。(志村)</li> <li>・第3項の情報発信により、町民に議会活動の見える化を図った。(前崎)      ・議案資料の提供は行われている。(山谷)</li> </ul>																	
第5項	他の自治体議会との交流及び連携を行う。				南十勝町村議会との交流・連携(R6.9、R7.8) 大樹町議会との交流(R6.11、R7.6) 芽室町議会との交流・研修(隔年・R6.10)												
	◎	○	△	×	齊藤	尾矢	大庭	雄谷	山岸	松田	志村	浜野	萬亀山	前崎	渡辺	山谷	堀田
	6	6	1	0	○	△	◎	◎	○	○	◎	◎	○	○	◎	◎	○
<ul style="list-style-type: none"> <li>・他町村の取組を学ぶのは必要なことであると感じる。広域での連携を強化する仕組みを考える必要がある。(斎藤)</li> <li>・交流しているが、もっと深い交流や連携ができないか。(尾矢)      ・実施されています。(雄谷)</li> <li>・近隣の町村議会議員との交流会では、議員活動に関することや各町村で実施されている政策及び財政、議会改革の取組など、非常に有意義な意見交換が行なえた。(大庭)      ・交流を深めることができた。(山岸)      ・積極的な交流が図られた。(志村)</li> <li>・他町村との交流は意義深い。(浜野)      ・参加し、交流を深めた。(萬亀山)      ・実施できた。(渡辺)</li> <li>・南十勝などの近隣町村議会並びに芽室町議会との交流を図った。(前崎)      ・連携が図られ、完全に実施できた。(山谷)</li> <li>・互いに主催の研修会に参加しあうなど有効な交流ができている。そろそろ新しい切り口が必要。(堀田)</li> </ul>																	

【評価】

◎＝概ね達成できた(達成度80%以上)

○＝達成できたが、改善の余地あり(達成度60～79%)

※空欄は未回答

△＝あまり達成できなかった(達成度30～59%)

×＝達成できていない(達成度29%以下)

※条文は一部掲載を省略しているものがあります。

◆評価期間:令和6年1月～令和7年12月

条文等					取り組み状況など												
第6項	議会の条例等及び議会内での申合せ事項等を継続的に見直す。				議会基本条例の総括・検証後、必要に応じて改正する。その他の条例、規則等も必要に応じて見直しを行う												
◎	○	△	×		齊藤	尾矢	大庭	雄谷	山岸	松田	志村	浜野	萬亀山	前崎	渡辺	山谷	堀田
2	6	4	0		△	△	○	◎	△	○	◎	○	△		○	○	○
<p>・時代に合った形で見直す必要がある。開かれた議会を目指すために、不必要なものは除外するなど、既存の条例の点検、精査は必要と感じる。(斎藤)</p> <p>・今のところ、大きな見直しはしていない。(尾矢)</p> <p>・議会基本条例の検証がされています。(雄谷)</p> <p>・議会基本条例の見直しは行われていないが、申し合わせ事項などについては都度協議の上、必要に応じて見直しが行われていたと思う。(大庭)</p> <p>・必要に応じて行われている。(志村)</p> <p>・見直しは行われていない。(萬亀山)</p> <p>・特に項目がなかった。(前崎)</p> <p>・改正の必要がなかった。(渡辺)</p> <p>・改正の必要性がなかった。(山谷)</p>																	
<b>第6条 議長及び議員の活動原則</b>																	
第1項	※評価対象外のため、省略																
第2項	議員相互の自由な討議の推進を重んじなければならない。				本会議においては、議員間の自由討議を実施していない 委員会や議員協議会の一部において、議員間の自由討議を取り入れている												
◎	○	△	×		齊藤	尾矢	大庭	雄谷	山岸	松田	志村	浜野	萬亀山	前崎	渡辺	山谷	堀田
1	7	5	0		△	◎	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	○
<p>・規則に従い発言をしていく必要があるが、町民に誤解を与える可能性もあるため、町民理解を得ながら議会としても柔軟に対応していくことが求められる。(斎藤)</p> <p>・委員会及び議員協議会の一部で自由討議がされています。(雄谷)</p> <p>・委員会や協議会等では、議長の采配で自由討議の機会があった。また、同僚議員間で様々な討議ができた。(尾矢)</p> <p>・本会議での自由討議は実施されていないが、議員協議会において必要に応じて自由討議が行われ、議員間で活発な意見交換ができたことは評価できる。(大庭)</p> <p>・自由討議は必要である。(山岸)</p> <p>・議員協議会などで行われるようになった。(志村)</p> <p>・議員間ではあったが。(浜野)</p> <p>・特別委員会で自由討議が行われた。(萬亀山)</p> <p>・一部会議に自由討議を取り入れた。(前崎)</p> <p>・本会議以外では実施している。(渡辺)</p> <p>・委員会や議員協議会では実施している。(山谷)</p> <p>・より闊達な議論が望まれる。(堀田)</p>																	

【評価】 ◎＝概ね達成できた(達成度80%以上)      ○＝達成できたが、改善の余地あり(達成度60～79%)      ※空欄は未回答  
 △＝あまり達成できなかった(達成度30～59%)      ×＝達成できていない(達成度29%以下)

※条文は一部掲載を省略しているものがあります。      ◆評価期間: 令和6年1月～令和7年12月

条文等				取り組み状況など													
第3項	町政の課題について、分野別・地域別等の町民の意見を的確に把握し、自己の能力を高める不断の研さんに努め、町民に選ばれた者としてふさわしい活動をしなければならない。																
	◎	○	△	×	齊藤	尾矢	大庭	雄谷	山岸	松田	志村	浜野	萬亀山	前崎	渡辺	山谷	堀田
	1	11	1	0	○	○	○	◎	○	○	○	△	○	○	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員として自覚と責任を持ち、品位を保ちながらも、町民にとって近い存在であることが求められる。(斎藤)</li> <li>・世代問わず意見を聞き、町民の代表としての自覚を持ち、議会等で発言できた。(尾矢)</li> <li>・地域が抱える課題の探求と町民の意見を町政に反映すべく活動することができたと思われるが、様々な地域や多様な町民の声を聞く機会をもっと多く持つことが必要であると強く感じた。(大庭)      ・大型事業に対する町民の意見は賛否で色々とあった。(萬亀山)</li> <li>・議会報告会を地域ごとに開催しており、報告会での町民の声を一般質問で取り上げていました。(雄谷)      ・研鑽に努めた。(山岸)</li> <li>・普段の行動の中で、フリーな形で多くの意見を拝聴した。特にこの年度は、大型公園整備の是非を問う声が多く聞かれた。(志村)</li> <li>・地域町民に選ばれた者として努力した。(浜野)      ・町民の意見を広く聴き、活動に生かした。(渡辺)</li> <li>・日常的な議員活動の下で町民の意見を把握し、適切に議会において提言している。(前崎)      ・地域等の意見を広く把握した。(山谷)</li> </ul>																	
第4項	町民全体の福祉の向上を目指し、町政を総合的な見地から捉えた活動をしなければならない。																
	◎	○	△	×	齊藤	尾矢	大庭	雄谷	山岸	松田	志村	浜野	萬亀山	前崎	渡辺	山谷	堀田
	0	10	2	0	○	△	○	○	○	○		△	○	○	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員として自覚と責任を持ち、品位を保ちながらも、町民にとって近い存在であることが求められる。(斎藤)</li> <li>・町民の世代や職種によって意見が割れ、総合的福祉という見地とは至らない。(尾矢)      ・努力した。(浜野)</li> <li>・町民全体の福祉の向上はまちづくりの基本であると考えており、障害を抱えた方や高齢者のための福祉政策に関する一般質問を行ったところである。今後においても高齢者や障害者の福祉施策に主眼を置きつつ、町民が安心して暮らせるまちづくりを目指して、幅広く福祉施策の向上を図るために活動していきたい。(大庭)      ・全ての分野で総合的な見地になっているかは疑問です。(雄谷)</li> <li>・住民福祉の向上は常に意識している。(山岸)      ・福祉は大事な事と思う。(萬亀山)      ・前項と同じ。(前崎)</li> <li>・当然のことである。(渡辺)      ・福祉の状況を把握するのは当然である。(山谷)</li> </ul>																	

【評価】

◎＝概ね達成できた(達成度80%以上)

○＝達成できたが、改善の余地あり(達成度60～79%)

※空欄は未回答

△＝あまり達成できなかった(達成度30～59%)

×＝達成できていない(達成度29%以下)

※条文は一部掲載を省略しているものがあります。

◆評価期間:令和6年1月～令和7年12月

条文等				取り組み状況など												
第7条 議員の政治倫理																
町民の代表者としての倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行行使して、町民の疑惑を招いてはならない。																
◎	○	△	×	齊藤	尾矢	大庭	雄谷	山岸	松田	志村	浜野	萬亀山	前崎	渡辺	山谷	堀田
7	6	0	0	◎	○	◎	◎	○	○	◎	○	○	○	◎	◎	◎
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状そのような場面を把握していない。(斎藤)</li> <li>・常に意識している。(尾矢)</li> <li>・条例の趣旨に基づき取り組む。(前崎)</li> <li>・議員としての自覚を常に持って、特に倫理性を強く意識して町民に疑念を持たれることのないよう言動に留意し活動した。(大庭)</li> <li>・疑惑を招く行動は一切ありません。(雄谷)</li> <li>・疑惑を招かないよう常に意識している。(山岸)</li> <li>・当然のことであり、一切においてその自覚を持っての言動を行ってきた。(志村)</li> <li>・疑惑を持たれることはなかったと思う。(浜野)</li> <li>・言動や態度には気を付けている。(萬亀山)</li> <li>・当然の倫理(渡辺)</li> <li>・倫理性を自覚している。(山谷)</li> </ul>																
第8条 町民参加及び町民との連携																
第1項				議会に関する情報公開を徹底して町民と共有するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たすよう努める。												
				第5条第1項												
◎	○	△	×	齊藤	尾矢	大庭	雄谷	山岸	松田	志村	浜野	萬亀山	前崎	渡辺	山谷	堀田
0	10	1	0	△	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会報告会は比較的多くの町民に参加いただいているが、参加者の顔ぶれが固定されつつあるので、無関心層に関心を持っていただける取組や広報が必要と感じる。(斎藤)</li> <li>・町民から聞かれたことは答えている。ただ、説明する機会は増やした方が。(尾矢)</li> <li>・本会議のLIVE中継や議会広報、議会報告会などで議会に関する情報公開は行われていると思うが、より多くの町民に対する説明責任を十分果たせているかは疑問に思うところもあるので、今後は住民の方の議会への興味と理解度が増すような情報の伝達や説明方法などを研究・提案していきたい。(大庭)</li> <li>・情報公開に時間を要しています。(雄谷)</li> <li>・第5条での評価と同じ。(志村)</li> <li>・同僚議員と座談会を開催し、住民との対話の機会を増やしている。(山岸)</li> <li>・努めた。(浜野)</li> <li>・説明してきている。第5条第1項と同じです。(萬亀山)</li> <li>・前述したように、町民に議会活動の見える化に励めてきた。(前崎)</li> <li>・第5条第1項と同じ。(渡辺、山谷)</li> </ul>																

【評価】 ◎＝概ね達成できた(達成度80%以上)      ○＝達成できたが、改善の余地あり(達成度60～79%)      ※空欄は未回答  
 △＝あまり達成できなかった(達成度30～59%)      ×＝達成できていない(達成度29%以下)

※条文は一部掲載を省略しているものがあります。      ◆評価期間:令和6年1月～令和7年12月

条文等				取り組み状況など												
第2項	本会議、常任委員会及び特別委員会の会議を原則公開するとともに、町民が議会の活動に関心を持ち、いつでも参加できるよう運営する。			公開を制限した会議はなし ホームページや防災行政無線で議会(本会議)の日程を周知している												
◎	○	△	×	齊藤	尾矢	大庭	雄谷	山岸	松田	志村	浜野	萬亀山	前崎	渡辺	山谷	堀田
3	9	0	0	○	○	◎	◎	○	○		○	○	○	○	○	◎
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後はSNSを活用するなど、若者や子育て世代にも興味を持ってもらえるような広報方法が求められる。(斎藤)</li> <li>・ 制限はないが、もっと町民に関心を持ってもらえるような取組が必要。(尾矢)      ・ 全てにおいて公開されています。(雄谷)</li> <li>・ 本会議や常任委員会など議会活動に関する会議は全て公開されており、町民がいつでも傍聴できる体制は整っており、評価することができる。一方で本会議をはじめ各会議等への傍聴者数及びインターネット中継の視聴者数は多い状況ではないので、今後は町民の方に関心を持ってもらうような議会広報活動が重要であるとする。(大庭)      ・ 町民の参加と関心を持つことの必要性を話している。(萬亀山)</li> <li>・ 周知方法も問題ないと思う。(山岸)      ・ 運営されていたと思う。(浜野)      ・ 会議は公開で行っている。(前崎)</li> <li>・ 公開は制限していない。(渡辺、山谷)</li> </ul>																
第3項	参考人制度・公聴会制度を十分に活用して、町民や学識経験者等の専門的・政策的識見等を議会の討議に反映させる。			制度の活用実績なし。												
◎	○	△	×	齊藤	尾矢	大庭	雄谷	山岸	松田	志村	浜野	萬亀山	前崎	渡辺	山谷	堀田
0	0	1	10	×	△	×	×	×	×		×	×		×	×	×
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要に応じて活用を検討する必要がある。(斎藤)      ・ 実績がなく評価はできない。(山岸)</li> <li>・ 現段階での活用実績はないが、討議事案によっては今後検討の余地はあるものとする。(大庭)</li> <li>・ どうすれば制度が活用できるか検討が必要です。(雄谷)      ・ 実績なし。(尾矢、浜野、萬亀山)</li> <li>・ 活用実績なし。(前崎、渡辺、山谷)</li> </ul>																

【評価】

◎＝概ね達成できた(達成度80%以上)

○＝達成できたが、改善の余地あり(達成度60～79%)

※空欄は未回答

△＝あまり達成できなかった(達成度30～59%)

×＝達成できていない(達成度29%以下)

※条文は一部掲載を省略しているものがあります。

◆評価期間:令和6年1月～令和7年12月

条文等					取り組み状況など												
第4項	請願・陳情を町民による政策提案と位置付けるとともに、提案者の意見を聴く機会を設ける。				請願・陳情については、ホームページに提出方法などを掲載。												
	◎	○	△	×	齊藤	尾矢	大庭	雄谷	山岸	松田	志村	浜野	萬亀山	前崎	渡辺	山谷	堀田
	1	1	9	0	△	△	○	◎	△	△		△	△		△	△	△
<p>・提出方法や提案後のフローなど、より分かりやすく周知する必要がある。(斎藤) ・議会だよりでも周知されています。(雄谷)</p> <p>・もっと多くの町民に請願・陳情してもらいたい。(尾矢) ・実績なし。(山岸、渡辺)</p> <p>・請願・陳情があった場合、内容を精査の上、議会として真摯に対応していたと思う。今後においても必要に応じて提案者との意見交換を行うなど、議員としての政策提案や議員活動につなげていきたいと考える。(大庭) ・請願・陳情はなかった?(志村)</p> <p>・周知は必要。(萬亀山) ・活用実績がない。(前崎) ・周知等はされているが、実績なし。(山谷)</p>																	
第5項	町民、町民団体、NPO等との意見交換の場を多様に設けることによって、議会及び議員の政策能力を強化し、町民と議会の協働による政策提案の拡大を図る。				議会懇談会・議会モニター会議の開催 【開催実績】 議会報告会 R6:1回・3会場 42人参加 R7:1回・3会場 43人参加 議会懇談会 R6:1回・1団体(JAひろお役員R6.9.30) R7:2回・2団体(広尾町商工協同組合役員R7.11.19、JAひろお役員R7.12.12) 議会モニター会議 R6:2回(R6.2.2、R6.7.30) R7:2回(R7.1.28、R7.7.23) ※懇談会開催目標は、1班につき1年に4回 議会モニター会議 2回												
	◎	○	△	×	齊藤	尾矢	大庭	雄谷	山岸	松田	志村	浜野	萬亀山	前崎	渡辺	山谷	堀田
	2	10	1	0	○	○	○	○	◎	○	◎	○	○	△	○	○	○
<p>・議会懇談会の実施については、今後気軽に声をかけてもらえるよう周知していくことが求められると感じる。(斎藤)</p> <p>・各団体とは定期的に意見交換を行っているが、さらに若年層や主婦層の意見も聞いてみたい。(尾矢)</p> <p>・議会報告会及び議会懇談会に加え、令和7年度は初めての試みとして「議員カフェ」を実施し、幅広く町民の意見を聞くことができた。一方で議会懇談会の懇談先については固定化の傾向があることから、多様な団体等との意見交換を積極的に行うために、議会側からの各団体等に対するアプローチも必要ではないかと考える。(大庭) ・もっと多様な意見が聞けるような取組が必要です。(雄谷)</p>																	

【評価】 ◎＝概ね達成できた(達成度80%以上)      ○＝達成できたが、改善の余地あり(達成度60～79%)      ※空欄は未回答  
 △＝あまり達成できなかった(達成度30～59%)      ×＝達成できていない(達成度29%以下)

※条文は一部掲載を省略しているものがあります。      ◆評価期間:令和6年1月～令和7年12月

条文等				取り組み状況など												
・目標は達成していると思う。(山岸)      ・報告会、懇談会、モニター会議など意見交換の場を開催できた。(浜野) ・様々な団体との交流(意見を聞くこと)は必要です。(萬亀山)      ・実施回数は順調に行ったが参加人数等にばらつきがあった。(渡辺) ・開催状況は左記のとおりである。懇談会は目標回数に至っていない。(前崎)      ・基本条例に従い実施。(志村) ・実施回数は前年より増加しているが、懇談対象を広げる必要がないか。(山谷)																
第6項	町民に対し、議案等に対する各議員の採決態度及び会議等の出席状況を議会広報で公表する等、議員の活動を的確に評価ができる情報を提供する。			議会広報及びホームページで、議案の賛否と会議の出欠状況を継続し公表している 【広報】 賛否～平成27年3月1日発行の172号から 出欠～平成27年6月1日発行の173号から 【ホームページ】 賛否～平成27年分から 出欠～平成26年分から												
◎	○	△	×	齊藤	尾矢	大庭	雄谷	山岸	松田	志村	浜野	萬亀山	前崎	渡辺	山谷	堀田
7	6	0	0	◎	○	○	◎	◎	○	◎	◎	○	○	◎	◎	○
・概ね達成できている。(斎藤)      ・情報公開している。(尾矢)      ・公表されている。(山岸、浜野、萬亀山) ・議案の賛否の状況や本会議をはじめ、各会議等への議員個々の出欠状況については詳細まで広報やHPで公開されており評価できるところである。今後は議案等に対する賛否や各会議等への出欠状況にとどまらず、議会や議員の活動内容に対する町民の理解を深めるために、町民にわかりやすい公開方法を引き続き検討していく必要があると考える。(大庭)      ・議会だより、ホームページで公表されています。(雄谷) ・公開、公正な活動に誠心努力した。(志村)      ・議会広報。HPで公開している。(前崎) ・賛否等は公表されている。(渡辺)      ・賛否と出欠状況は公表されている。(山谷)																

【評価】

◎＝概ね達成できた(達成度80%以上)

○＝達成できたが、改善の余地あり(達成度60～79%)

※空欄は未回答

△＝あまり達成できなかった(達成度30～59%)

×＝達成できていない(達成度29%以下)

※条文は一部掲載を省略しているものがあります。

◆評価期間:令和6年1月～令和7年12月

条文等				取り組み状況など												
第7項	議会は、多数の町民が傍聴参加できるよう、平日の夜間、日曜日などに会議を開催するよう努める。			ナイター議会、日曜議会の開催実績なし												
◎	○	△	×	齊藤	尾矢	大庭	雄谷	山岸	松田	志村	浜野	萬亀山	前崎	渡辺	山谷	堀田
0	0	0	13	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
<p>・他町村ではナイター議会や日曜議会の取組も行われている。広尾町議会においても実施に向け議論が必要と考える。(斎藤)</p> <p>・行政側のことも考えて調整が必要。個人的には前向きに取り組みたい。(尾矢) ・開催実績ないが、検討を要す。(山岸)</p> <p>・ナイター議会や土曜日・日曜日の本会議等の開催はなかったが、より多くの町民が議会の傍聴及びLIVEインターネット中継の視聴が行なえる環境を整えるとともに、今後多様な職種及び年齢の議員のなり手を促す意味でも、ナイター議会や土曜日・日曜日に本会議の一部でも開催する可能性について協議・検討していく必要があると考えている。(大庭) ・町民の要望は少ないと思う。(浜野)</p> <p>・議員協議会で提案されましたが、一蹴されてました。(雄谷) ・他町村での実績がなく、検討の余地あり。(渡辺)</p> <p>・実施計画はなし。(萬亀山) ・今後検討を要する。(前崎) ・他町村の実績が見られない、検討の余地がある。(山谷)</p>																
第8項	全議員の取組のもと、町民に対し説明責任を果たす議会報告会を年1回以上開催し、広く町民の意見を聴取して議会活動に反映させる。			議会報告会を町内3会場で開催 豊似・音調津会場は2班体制、市街地は全議員参加 ※第8条第5項												
◎	○	△	×	齊藤	尾矢	大庭	雄谷	山岸	松田	志村	浜野	萬亀山	前崎	渡辺	山谷	堀田
2	10	1	0	○	○	◎	○	○	△	○	○	○	○	○	○	◎
<p>・実施はできているが、内容の見直しは必要と感じる。(斎藤) ・参加者の増に向け検討が必要。(山岸)</p> <p>・報告会の開催はできているが、内容のブラッシュアップはしても良いかも。(尾矢) ・開催した。(浜野)</p> <p>・議会報告会を開催し、議会活動についての説明及びそれぞれの地域の町民から意見を聞くことができたことは評価できる。一方で地域によっては参加者が少ない状況もあることから、多くの町民に参加してもらう方法を今後検討していく必要があると思われる。(大庭)</p> <p>・開催されていますが、町民の声が議会活動に反映されているのは一部です。議会報告会の結果を議員協議会で共有して終わっています。(雄谷)</p> <p>・年々参加者は減少傾向か?開催の方法について検討の余地ありか?(志村) ・参加し、勉強になった。(萬亀山)</p> <p>・町内3会場で開催した。(前崎) ・第8条第5項と同じ。(渡辺、山谷)</p>																

【評価】 ◎＝概ね達成できた(達成度80%以上)      ○＝達成できたが、改善の余地あり(達成度60～79%)      ※空欄は未回答  
 △＝あまり達成できなかった(達成度30～59%)      ×＝達成できていない(達成度29%以下)

※条文は一部掲載を省略しているものがあります。      ◆評価期間:令和6年1月～令和7年12月

条文等					取り組み状況など											
第9条 町長等と議会及び議員の関係																
第1項	それぞれの特性を活かし、相互の緊張関係を保ちながら、政策をめぐる論点・争点を明確にする議論を深め、よりよい意思決定を導くように努める。										一般質問や質疑を実施。					
◎	○	△	×	齊藤	尾矢	大庭	雄谷	山岸	松田	志村	浜野	萬亀山	前崎	渡辺	山谷	堀田
1	10	2	0	○	○	○	○	△	○	◎	○	△	○	○	○	○
・町長と対等な立場で緊張関係を保ちつつ、一般質問における一問一答方式の導入などを通じて、論点・争点を明確にする議論の深化に努めている。(斎藤)      ・質問内容の精査をもっとやるべきだと思うので今後も頑張りたい。(尾矢) ・地域が抱える課題や町民の意見・要望を踏まえたテーマで一般質問や質疑を行うことができたが、具体的な政策に結びつかない点が多かったの で、今後は取り上げたテーマに関連する政策を注視しつつ、政策課題を探求し、より具体的な政策提言ができるよう努力していきたい。(大庭) ・新しい公園づくりでは、論点・争点が明確になりましたが、他では議論が深まっているとは言えません。(雄谷) ・質疑の際は事前に資料を精査し、発言するよう心掛けています。(山岸)      ・積極的に行ってきた。(志村) ・されていると思う、(浜野)      ・質問者が固定化されている。(萬亀山)      ・一般質問、質疑をした。(前崎) ・自分を含め、一般質問を多人数にて実施すべき。(渡辺)      ・議員の特権を行使すべきである。(山谷)																
第2項	一般質問において一括質問方式に加え、一問一答方式を実施することによつて、論点・争点を明確にし、町民に分かりやすい質問となるよう努める。										1回目は一括質問方式、2回目以降は一問一答方式を採用している					
◎	○	△	×	齊藤	尾矢	大庭	雄谷	山岸	松田	志村	浜野	萬亀山	前崎	渡辺	山谷	堀田
5	8	0	0	○	○	◎	◎	○	○	◎	○	○	○	◎	◎	○
・町長と対等な立場で緊張関係を保ちつつ、一般質問における一問一答方式の導入などを通じて、論点・争点を明確にする議論の深化に努めている。(斎藤)      ・町民にもわかりやすいように争点を絞り、かつ端的に努めた。(尾矢)      ・分かりやすいと思う、(萬亀山) ・議員として町民が要望していることやまちづくりに必要と思われる事項について、決められた形式に基づき一般質問を行うことができたが、町民にわかりやすい質問となっているかは疑問の残る点として認識している。今後は具体的な政策に結びつけられるよう質問・質疑の質を高めていくよう努力していきたい。(大庭)      ・実施している。(雄谷、山岸、渡辺)      ・されているが改善の余地あり。(浜野) ・答弁側に質問の趣旨、真意が伝わるよう努めた。(志村)      ・2回目以降は一問一答方式で実施している。(前崎) ・方式を実施している。(山谷)      ・”質問のための質問”が散見される。(堀田)																

【評価】 ◎＝概ね達成できた(達成度80%以上)      ○＝達成できたが、改善の余地あり(達成度60～79%)      ※空欄は未回答  
 △＝あまり達成できなかった(達成度30～59%)      ×＝達成できていない(達成度29%以下)

※条文は一部掲載を省略しているものがあります。      ◆評価期間:令和6年1月～令和7年12月

条文等		取り組み状況など
第3項	町長その他の執行機関の長、副町長及び教育長は、議員の質疑及び質問に対して、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。	R6・7は反問権の使用実績なし
※執行者側に対して付与したものであることから、評価の対象としない。		
第10条 町長による政策等の形成過程の説明		
	町長は、議会に計画、政策、施策、事業等を提案するときは、政策等の決定過程を説明するよう努める。	
※執行者側の努力事項を定めたものであるため、評価の対象としない。		
第11条 予算及び決算における政策説明資料の作成		
	町長は、予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を作成するよう努める。	
※執行者側の努力事項を定めたものであるため、評価の対象としない。		
第12条 議決事件の拡大		
	地方自治法第96条第2項に規定する議会の議決事件について定める。(3項目)	議決事件拡大の実績なし
※評価の対象としない。		

【評価】 ◎＝概ね達成できた(達成度80%以上)      ○＝達成できたが、改善の余地あり(達成度60～79%)      ※空欄は未回答  
 △＝あまり達成できなかった(達成度30～59%)      ×＝達成できていない(達成度29%以下)

※条文は一部掲載を省略しているものがあります。      ◆評価期間:令和6年1月～令和7年12月

条文等					取り組み状況など												
第13条 自由討議による合意形成																	
第1項	議員による討論の場であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心に運営する。										本会議は自由討議を導入していない委員会や議員協議会で一部自由討議を導入しているが、まだ形になっていない状況						
◎	○	△	×		齊藤	尾矢	大庭	雄谷	山岸	松田	志村	浜野	萬亀山	前崎	渡辺	山谷	堀田
0	3	5	4		×	×	○	×	△	△		×	△	△	○	○	△
<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員相互間の討議する場が少なく達成できていない。(尾矢)      ・自由討議の論点整理がされていないと思います。(雄谷)</li> <li>・議員協議会などで一部自由討論形式を取り入れて実施され、有意義な議論ができたと感じている。今後は案件にもよるが本会議も含めて自由討論の機会が増えることが望ましいと考える。(大庭)      ・特別委員会では討議をしている。(渡辺)</li> <li>・されていない。(浜野)      ・まだ形になっていない。(萬亀山)      ・特別委員会で一部討議している。(山谷)</li> <li>・委員会等で自由討議を実施している。ただし、本来の自由討議にはなっていない状況である。(前崎)</li> </ul>																	
第2項	本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、町長提出議案及び町民提案等に関して審議し結論を出す場合、議員協議会等において、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努める。ただし、町長提出議案の事前審議は認めない。										第1項と同じ。						
◎	○	△	×		齊藤	尾矢	大庭	雄谷	山岸	松田	志村	浜野	萬亀山	前崎	渡辺	山谷	堀田
0	1	8	3		△	×	○	×	△	△		×	△	△	△	△	△
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自由討議の場が少なく達成できていない。(尾矢)      ・ほんの一部で自由討議がありますが、実施方法が定まっていません。(雄谷)</li> <li>・重要な案件については、本会議の前に事前に議員協議会などで詳細な説明を受けることは非常に良いことだと思われるが、自由討議ではないため、事前質疑と事前審査の境目が非常に難しいと感じた。(大庭)      ・前問で回答。(志村)      ・されていない。(浜野)</li> <li>・導入しているが、形になっていない。(萬亀山)      ・前項と同じ。(前崎)      ・本会議は導入していない。(渡辺、山谷)</li> </ul>																	

【評価】

◎＝概ね達成できた(達成度80%以上)

○＝達成できたが、改善の余地あり(達成度60～79%)

※空欄は未回答

△＝あまり達成できなかった(達成度30～59%)

×＝達成できていない(達成度29%以下)

※条文は一部掲載を省略しているものがあります。

◆評価期間:令和6年1月～令和7年12月

条文等				取り組み状況など												
第3項	前2項による議員相互間の自由討議を拡大し、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努める。			第1項と同じ。												
◎	○	△	×	齊藤	尾矢	大庭	雄谷	山岸	松田	志村	浜野	萬亀山	前崎	渡辺	山谷	堀田
0	0	4	7	×	×	△	×	×	△			×	△	×	×	△
<p>・達成できていない。(尾矢)</p> <p>・議員協議会などで自由討議の機会は一部あったが、これらを踏まえた議員側からの政策、条例等の議案提出までには至らなかった。今後は積極的な政策提案を意識した一般質問を行い、政策、条例などの議案提出に結び付けていけるよう努力していきたい。(大庭)</p> <p>・ほんの一部で自由討議がありますが、実施方法が定まっていません。(雄谷) ・未実施。(山岸)</p> <p>・やっていない。(萬亀山) ・前項と同じ。(前崎) ・実施されていない。(渡辺、山谷)</p>																
<b>第14条 委員会の活動</b>																
第1項	委員会の運営に当たって、議案等の審査及びその所管に属する事務調査の充実を図り、それぞれの設置目的に応じた役割を果たすよう活動を行う。			常任委員会所管事務調査 総務:R6～5回、R7～6回 うち町外行政視察調査をR6に1回、R7に1回実施 産業:R6～5回、R7～6回 うち町外行政視察調査をR6に1回、R7に1回実施 合同委員会(総務・産業):R7～1回 ※町外視察調査の際の事前・事後研修は実施していない												
◎	○	△	×	齊藤	尾矢	大庭	雄谷	山岸	松田	志村	浜野	萬亀山	前崎	渡辺	山谷	堀田
3	9	0	0	○	○	◎	○	○	○	◎	○	○	◎	○	○	
<p>・所管事務調査や現地調査の実施など、各委員会は一定の役割を果たしており、報告書作成や論点整理の取組も進められている。(斎藤)</p> <p>・達成できたが、より良い委員会活動を行うために勉強会等の開催が必要では。(尾矢) ・積極的に行われている。(志村)</p> <p>・委員会で調査する所管事務について、あらかじめ自身で詳細を分析し、疑問点や提案事項などをまとめて会議及び視察に臨み、当初の調査目的を果たせたと思われる。(大庭) ・所管事務調査が義務的になっていませんか。(雄谷)</p> <p>・町外視察調査の際は事前研修をすべきと思う。(山岸) ・所管に属する調査報告を行った。(浜野)</p> <p>・事前、事後研修は実施されていない。(萬亀山) ・常任委員会の所管する調査、行政視察は適切に実施している。(前崎)</p> <p>・町外視察では事前調査を実施、質問事項等を検討している。(渡辺、山谷)</p>																

【評価】 ◎＝概ね達成できた(達成度80%以上)      ○＝達成できたが、改善の余地あり(達成度60～79%)      ※空欄は未回答  
 △＝あまり達成できなかった(達成度30～59%)      ×＝達成できていない(達成度29%以下)

※条文は一部掲載を省略しているものがあります。      ◆評価期間:令和6年1月～令和7年12月

条文等				取り組み状況など												
第2項	委員長は、自由討議による合意形成に努め、委員会で議論を尽くす中で報告書を作成し、報告に当たっては、論点・争点等を明確にして、質疑に対する答弁を行う。			委員会で自由討議は一部あったが、まだ形になっていない状況 委員会報告において質疑があった場合は、委員長が答弁を行う												
◎	○	△	×	齊藤	尾矢	大庭	雄谷	山岸	松田	志村	浜野	萬亀山	前崎	渡辺	山谷	堀田
1	6	6	0	△	○	◎	△	△	△	△	○	○	○	○	○	△
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報告書の内容や提言が町政にどのように反映されたかフォローが弱く、提言の実施状況を継続的に検証する仕組みや、委員会活動を町民に周知する広報の強化が求められる。(斎藤)</li> <li>・ 自由討議の機会はあるが、改善が必要。(尾矢)</li> <li>・ 産業常任委員会での進め方は比較的自由討議に近い形式で行われたので、各委員の考え方を広く聞くことができた。また、討議内容等を踏まえ、当初の調査目的に沿って調査結果が分かりやすくまとめられた報告書が委員長によって作成されている。(大庭)</li> <li>・ ほんの一部で自由討議がありますが、実施方法が定まっていません。(雄谷)      ・ 報告はしたが、質疑はなかった。(浜野)</li> <li>・ 自由討議は積極的に取り入れるべきである。(山岸)      ・ 積極的に取り入れるべき。(萬亀山)</li> <li>・ 委員会での自由討議は適切に行われている。(前崎)      ・ 委員長報告に対して議員からの質疑がない。(渡辺)</li> <li>・ 報告があっても質疑がない。(山谷)</li> </ul>																
第15条 開かれた活動的な議会の推進				町政の諸課題に柔軟、かつ、迅速に対応するため、常任委員会、特別委員会等の適正な運営と全ての議会の会議等の連携により機動力を高め、開かれた活動的な議会を推進する。												
				総務・産業・議運・議員協議会における相互連携。												
◎	○	△	×	齊藤	尾矢	大庭	雄谷	山岸	松田	志村	浜野	萬亀山	前崎	渡辺	山谷	堀田
1	7	5	0	○	△	○	◎	△	△	○	○	○	○	△	○	△
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常任委員会・特別委員会等を活用しつつ、議会全体の連携を図り、町政課題への迅速な対応に努めている。(斎藤)</li> <li>・ もっと積極的な会議の開催が必要。(尾矢)      ・ 全ての会議等の連携が取れています。(雄谷)      ・ 図られたと思う、(浜野)</li> <li>・ まちづくり推進総合計画の見直しに関する合同委員会が本会議場で開催され、比較的自由討議に近い形式で行われたことは評価するところである。今後は必要に応じて各委員会及び各会議が連携して共通の課題に取り組む機会を増やしていくことが望ましいと考える。(大庭)</li> <li>・ 相互連携にはつながっていないが、一部議員との連携はあった。(山岸)      ・ 一部連携が見られる、(萬亀山)</li> <li>・ 合同委員会が開催されたが、回数を増やすことも必要か？(志村)      ・ 相互連携の機会がない。(渡辺)</li> <li>・ まちづくり計画の見直しでは合同委員会で審査した。(前崎)      ・ 合同委員会(総務・産業常任委員会)(R7.11.7)。(山谷)</li> </ul>																

【評価】

◎＝概ね達成できた(達成度80%以上)

○＝達成できたが、改善の余地あり(達成度60～79%)

※空欄は未回答

△＝あまり達成できなかった(達成度30～59%)

×＝達成できていない(達成度29%以下)

※条文は一部掲載を省略しているものがあります。

◆評価期間:令和6年1月～令和7年12月

条文等				取り組み状況など												
第16条 一般会議の推進																
町政の諸課題に柔軟に対処するため、町政全般にわたって、議員及び町民が自由に情報及び意見を交換する一般会議を設置する。				<p>「議会懇談会」を一般会議と位置付けて実施している。</p> <p>令和6年の開催実績 1回 9/30 JAひろお役員</p> <p>令和7年の開催実績 2回 11/19 広尾町商工協同組合役員 12/12 JAひろお役員</p> <p>※第8条第5項</p>												
◎	○	△	×	齊藤	尾矢	大庭	雄谷	山岸	松田	志村	浜野	萬亀山	前崎	渡辺	山谷	堀田
2	8	2	0	○	△	○	◎	○	○	○	○	◎		○	○	△
<p>・一般会議の開催頻度やテーマ設定、町民参加の在り方がまだ確立しておらず、実際の運用を通じ整理していく必要がある。(斎藤)</p> <p>・もう少し幅広い世代との懇談会が必要。(尾矢) ・実施されています。(雄谷、浜野)</p> <p>・議会懇談会が開催され、各団体が認識しているそれぞれの現状と課題を議会として共有できたことは非常に有意義であったと感じている。一方で懇談する団体等が限られているため、様々な産業及び団体、住民との意見交換を積極的に行う意味でも議会側から懇談会の開催についてアプローチすることも今後検討してはと考える。(大庭) ・懇談会の機会を増やす努力も必要か？(志村)</p> <p>・JA広尾との懇談会では、農業の現況について理解を深めることができた。(山岸) ・第8条第5項と同じ(萬亀山、渡辺、山谷)</p> <p>・議会懇談会を開催した。回数を増やすこと検討する。(前崎)</p>																

【評価】 ◎＝概ね達成できた(達成度80%以上)      ○＝達成できたが、改善の余地あり(達成度60～79%)      ※空欄は未回答  
 △＝あまり達成できなかった(達成度30～59%)      ×＝達成できていない(達成度29%以下)

※条文は一部掲載を省略しているものがあります。      ◆評価期間: 令和6年1月～令和7年12月

条文等	取り組み状況など
-----	----------

**第17条 議会モニターを設置**

	町民参加と町民意見等の反映を図り、開かれた議会及び民主的な議会運営等を推進するため、議会モニターを設置する。	令和7年6月に第6期委員を9名委嘱した。 議会モニターに定例会等の傍聴案内を行い、随時議会・議員に関する意見を受け付けている。(定数は12名) 議会モニター会議 令和6年2月2日、7月30日 令和7年1月28日、7月23日 ※第8条第5項
--	--	--

◎	○	△	×	齊藤	尾矢	大庭	雄谷	山岸	松田	志村	浜野	萬亀山	前崎	渡辺	山谷	堀田
2	10	1	0	○	△	○	◎	○	○	◎	○	○	○	○	○	○

・モニターの役割をモニター自身にも改めて理解していただき、役割に沿った活動を求める。(斎藤)      ・改善が必要。(尾矢)  
 ・議会モニター会議は定例的に開催され、議会・議員に対する意見・要望を受け付けており評価するところであるが、より有意義な会議にするために、議会改革等に沿ったテーマを設けて、各議会モニターの考え方や意見を幅広く聞いていく方法を検討することが望ましいと考える。(大庭)  
 ・設置されて意見交換がされています。(雄谷)      ・貴重な会議と理解している。(山岸)      ・実施している。(萬亀山)  
 ・計画通り行われている。長期にわたりモニターになっている方が増えつつあるが、固定的、またマンネリを感じることもある。「顔ぶれを見て応募しない」例もあると聞く。様々な方にモニターになっていただくことも必要。(志村)      ・第8条第5項と同じ(渡辺、山谷)  
 ・議会モニター会議をそれぞれ2回開催した。意見は今後参考にする。(前崎)      ・モニターの設定、意見も受けている。(浜野)

**第18条 適正な議会費の確立**

	町長と協議し、適正、かつ、継続的な議会費の確立をめざす。	必要な予算計上について町長と協議している。
--	------------------------------	-----------------------

◎	○	△	×	齊藤	尾矢	大庭	雄谷	山岸	松田	志村	浜野	萬亀山	前崎	渡辺	山谷	堀田
6	7	0	0	○	○	◎	◎	◎	○	◎	○	○	○	◎	◎	○

・開かれた議会を目指すため、必要な経費は計上してもらえるよう協議が必要。(斎藤)  
 ・個別直接的に町長と協議はしていないが、議会運営に必要な予算等については議員協議会等で十分協議され、必要に応じて議会事務局が町長と協議の上進められているものと認識している。(大庭)      ・適正に予算計上されている。(雄谷、渡辺)  
 ・予算計上は適切である。(山岸、萬亀山、山谷)      ・ここ数年の予算は窮屈な予算ではなかった。(志村)  
 ・協議している。(浜野)      ・適正な計上を行っている。(前崎)

【評価】

◎＝概ね達成できた(達成度80%以上)

○＝達成できたが、改善の余地あり(達成度60～79%)

※空欄は未回答

△＝あまり達成できなかった(達成度30～59%)

×＝達成できていない(達成度29%以下)

※条文は一部掲載を省略しているものがあります。

◆評価期間:令和6年1月～令和7年12月

条文等					取り組み状況など											
第19条 議員定数																
第1項	※評価対象外のため、省略															
第2項	議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、議会の役割の増大、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員・議会活動の評価等に関して町民意見等を聴取し、適正な議員定数の確立を期す。											令和6年第3回定例会で「議員定数及び報酬等に関する調査特別委員会」を設置し、次回の選挙(令和10年4月)に向け、議員定数・議員報酬について議論していく				
◎	○	△	×	齊藤	尾矢	大庭	雄谷	山岸	松田	志村	浜野	萬亀山	前崎	渡辺	山谷	堀田
3	6	4	0	△	○	△	○	○	△	◎	○	○	○	◎	◎	△
<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員内での議論はもちろん、町民に広く周知する必要がある。その上で議論を深めたい。(斎藤)</li> <li>・特別委員会や各議員との討議及び町民からの意見も聴取できた。(尾矢) ・調査特別委員会で議論を深めたい。(山岸)</li> <li>・議員定数及び報酬等に関する調査特別委員会が設置され、近隣町村の状況や研修会等に参加するなどして情報をす湯集しているが、当初想定していた議員間での具体的な議論までには至っていないと思われる。ある程度のスピード感を持って議論を進め、議会としての方針を早い段階で決定し、住民等への説明が必要であると考えている。(大庭) ・調査特別委員会での活発な議論が必要です。(雄谷)</li> <li>・様々な機会を通して町民の意見等を伺っている。「ディベートの必要性」と「ディベートでなくても、議員間の自由討議の結果を町民に報告する方法もある」などの意見がある。「ロードマップの必要性」について議論されており、委員会活動は活発に行われている。(志村)</li> <li>・特別委員会が継続中である。(浜野) ・真剣な議論は必要。(萬亀山) ・特別委員会で議論している。(前崎)</li> <li>・現在、議員の適正化に向け特別委員会にて議論中。(渡辺) ・議員定数及び報酬の適正化に向け検討中。(山谷)</li> </ul>																
第3項	議員定数の条例改正案は、地方自治法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して必ず議員が提案する。											令和6年及び令和7年は改正案提案実績なし				
◎	○	△	×	齊藤	尾矢	大庭	雄谷	山岸	松田	志村	浜野	萬亀山	前崎	渡辺	山谷	堀田
0	3	4	4	×	△	△		△	×		×	×	○	○	○	△
<ul style="list-style-type: none"> <li>・今、提案に向けた会議を行い、審議中。(尾矢) ・提案実績がないので評価できません。(雄谷)</li> <li>・議員間での具体的な議論を進め、早い段階で議会としての方針を示すことが必要であり、これに対して議会報告会や議会懇談会などで町民の考え方を聞き、根拠を添えて条例改正案を提案することが望ましいと考える。(大庭) ・実績なし。(山岸、萬亀山)</li> <li>・調査中である。(浜野) ・R9年3月頃に結論を出す方向で審議。(前崎) ・令和9年3月改正案を提案予定。(渡辺)</li> <li>・議員定数及び報酬等に関する調査特別委員会で協議中。(山谷)</li> </ul>																

【評価】 ◎＝概ね達成できた(達成度80%以上)      ○＝達成できたが、改善の余地あり(達成度60～79%)      ※空欄は未回答  
 △＝あまり達成できなかった(達成度30～59%)      ×＝達成できていない(達成度29%以下)

※条文は一部掲載を省略しているものがあります。      ◆評価期間:令和6年1月～令和7年12月

条文等		取り組み状況など														
第20条 議員報酬																
第1項	※評価対象外のため、省略															
第2項	議員報酬の改正に当たっては、町民の意見等を十分考慮する。											第19条第2項と同じ				
◎	○	△	×	齊藤	尾矢	大庭	雄谷	山岸	松田	志村	浜野	萬亀山	前崎	渡辺	山谷	堀田
1	6	4	2	×	△	△	○	○	△	◎	○	×	○	○	○	△
<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民の意見も重要である一方、報酬について、もっと町民に情報を提供すべき。(尾矢)</li> <li>・第19条第2項と同じ。(大庭、志村、渡辺、山谷)      ・調査特別委員会での活発な議論が必要です。(雄谷)</li> <li>・町民の意見を聞き、議論を深めていきたい。(山岸)      ・懇談会等で意見を聞いている。(浜野)</li> <li>・実績なし。(萬亀山)      ・R9年3月頃に結論を出す方向で審議。(前崎)</li> </ul>																
第3項	議員報酬の条例改正案は、地方自治法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、広尾町特別職報酬等審議会の意見を尊重するほか、議員が提案する場合は改正理由の説明を付して提案する。											令和6年及び令和7年は議員報酬(月額)の改正案提案実績なし				
◎	○	△	×	齊藤	尾矢	大庭	雄谷	山岸	松田	志村	浜野	萬亀山	前崎	渡辺	山谷	堀田
0	3	3	4	×	△			△	×		×	×	○	○	○	△
<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議中。(尾矢)      ・第19条第3項と同じ。(大庭)      ・提案実績がないので評価できません。(雄谷)</li> <li>・実績なし。(山岸、萬亀山)      ・前条前項と同じ。(志村)      ・調査中である。(浜野)</li> <li>・R9年3月頃に結論を出す方向で審議。(前崎)      ・第19条第2項と同じ。(渡辺、山谷)</li> </ul>																

【評価】

◎＝概ね達成できた(達成度80%以上)

○＝達成できたが、改善の余地あり(達成度60～79%)

※空欄は未回答

△＝あまり達成できなかった(達成度30～59%)

×＝達成できていない(達成度29%以下)

※条文は一部掲載を省略しているものがあります。

◆評価期間:令和6年1月～令和7年12月

条文等		取り組み状況など														
第21条 専門的知見の活用及び調査機関の設置																
第1項	町政の重要課題に的確に対応するため、地方自治法第100条の2の規定により、専門的な知識及び経験を有する者等の積極的な活用を図る。											活用の実績なし。				
◎	○	△	×	齊藤	尾矢	大庭	雄谷	山岸	松田	志村	浜野	萬亀山	前崎	渡辺	山谷	堀田
0	0	0	10	×	×	×		×	×		×	×		×	×	×
<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続的な外部有識者ネットワークの構築には至っておらず、重要政策テーマごとに専門的助言を得る仕組みの整備が課題である。(斎藤)</li> <li>・実績なし。(尾矢、山岸、萬亀山、前崎、渡辺、山谷) ・活用実績がないので評価できません。(雄谷)</li> <li>・現在のところ活用の実績はないが、目まぐるしく変化する社会情勢を踏まえ、対応すべき課題によっては専門的な知識、技術等を有する人材の活用の可能性について検討していく必要があると考える。(大庭)</li> </ul>																
第2項	前項に規定する専門的知見の活用にあたって、必要があると認めるときは、議決により、専門的な知識及び経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。											調査機関の設置実績なし。				
◎	○	△	×	齊藤	尾矢	大庭	雄谷	山岸	松田	志村	浜野	萬亀山	前崎	渡辺	山谷	堀田
0	0	0	10	×	×	×		×	×		×	×		×	×	×
<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績なし。(尾矢、山岸、萬亀山、前崎、渡辺) ・第21条第1項と同じ。(大庭、山谷)</li> <li>・設置実績がないので評価できません。(雄谷)</li> </ul>																
第3項	※評価対象外のため、省略															
第4項	※評価対象外のため、省略															

【評価】 ◎＝概ね達成できた(達成度80%以上)      ○＝達成できたが、改善の余地あり(達成度60～79%)      ※空欄は未回答  
 △＝あまり達成できなかった(達成度30～59%)      ×＝達成できていない(達成度29%以下)

※条文は一部掲載を省略しているものがあります。      ◆評価期間: 令和6年1月～令和7年12月

条文等	取り組み状況など
-----	----------

第22条 議員研修の充実強化

第1項	議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図り、この条例の理念を議員に浸透させるよう努める。	【例年の研修】 北海道町村議会議長会、十勝町村議会議長会主催、芽室町議会議員との研修・交流(隔年)、独自の研修会及び南十勝町村議会議員研修会 【研修実績】 R6.2.15 中札内村議会議員等研修(10人参加) R6.7.2～3 全道議員研修(12人参加) R6.8.19～20 議会広報研修(5人参加) R6.10.15 芽室町議会議員との研修・交流(13人参加) R6.9.26 南十勝町村議会議員研修(12人参加) R6.10.30 十勝町村議会議員研修(13人参加) R6.11.15 独自研修(12人参加) R7.2.7 中札内村議会議員等研修(11人参加) R7.7.8～9 全道議員研修(10人参加) R7.6.26 独自研修(12人参加) R7.8.4 南十勝町村議会議員研修(13人参加) R7.10.30 十勝町村議会議員研修(12人参加)
-----	--	---

◎	○	△	×	齊藤	尾矢	大庭	雄谷	山岸	松田	志村	浜野	萬亀山	前崎	渡辺	山谷	堀田
4	7	1	0	○	△	◎	◎	○	○	◎	◎	○		○	○	○

- ・議会主催研修や外部研修への参加を通じて、議員の政策形成・立案能力向上に努めており、テーマも一定程度多様化している。(斎藤)
- ・研修会等の参加はできているが、立案には至っていない。(尾矢)      ・議員研修がいっぱいあります。(雄谷)
- ・様々な研修会等に参加することができ、自身の見識を深めることができたことと合わせて、他町村議会議員との交流や意見交換の機会も多く、今後の議員活動に非常に役立つものと感じている。(大庭)      ・有意義な研修であったが、立案能力の向上には至っていない。(山岸)
- ・積極的な研鑽が図られている。(志村)      ・意義ある研修会であった。(浜野)      ・有意義な研修を行った。(萬亀山)
- ・全道、全十勝、南十勝の町村議員研修会に参加し、資質の向上を図っている。(前崎)
- ・研修として知識を得ているが、立案力として発揮されていない。(渡辺)
- ・研修の知識は習得しているが、立案等に達していない。(山谷)

【評価】

◎＝概ね達成できた(達成度80%以上)

○＝達成できたが、改善の余地あり(達成度60～79%)

※空欄は未回答

△＝あまり達成できなかった(達成度30～59%)

×＝達成できていない(達成度29%以下)

※条文は一部掲載を省略しているものがあります。

◆評価期間:令和6年1月～令和7年12月

条文等				取り組み状況など												
第2項	議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等との議員研修会を積極的に開催する。			<p>R6.11.15に議会における一般質問のあり方と目的、質問の「種」の抽出・発見方法、失敗する要因、質問から政策提言に結びつけることなどについて、外部講師による研修を実施 南十勝町村議会議員、議会モニター、町職員も参加</p> <p>R7.6.26に「町民に活動が見える議会」とするために重要な役割を担っている「議会だより」の改善点等を把握し、読者視線を意識したレイアウトや見出し等について、外部講師による研修を実施 南十勝町村議会議員、町職員も参加</p>												
	◎	○	△	×	齊藤	尾矢	大庭	雄谷	山岸	松田	志村	浜野	萬亀山	前崎	渡辺	山谷
2	9	1	0	○	○		○	○	△	◎	◎	○	○	○	○	○
<p>・多くの分野の専門家や有識者等の研修を行っている。(尾矢)</p> <p>・議会の運営及び議員活動の資質向上をテーマにした各種研修が実施され、以降の議会運営及び個々の議員活動に生かすことができた。また、他町村議会議員及び議会モニター、町職員も一緒に受講することによって、共通の知見をもって議会を運営することができるとともに、他町村議会議員と意見交換する機会もあり、非常に有意義な研修であった。また、広報活動に対する研修会では、より多くの町民に議会の活動内容を理解してもらうための広報紙づくりなど、本町の議会だよりの編集・作成に対する提言などに生かすことができた。(大庭)</p> <p>・町民も参加しやすいテーマを考えたいです。(雄谷)                      ・スキルアップにはつながる研修であった。(山岸)</p> <p>・前条前項の評価と同。(志村)                      ・R6、R7ともに南十勝議員にも呼びかけ開催された。(浜野)</p> <p>・第1項と同じ。(萬亀山)                      ・各種議員研修会で研鑽している、(前崎)</p> <p>・外部講師による研修を生かし、広く参加を呼びかけ勉強している。また、広報紙等に生かされている。(渡辺)</p> <p>・外部講師による研修を実施している。参加対象者に広く呼び掛けとともに勉強している。(山谷)</p>																

【評価】 ◎＝概ね達成できた(達成度80%以上)      ○＝達成できたが、改善の余地あり(達成度60～79%)      ※空欄は未回答  
 △＝あまり達成できなかった(達成度30～59%)      ×＝達成できていない(達成度29%以下)

※条文は一部掲載を省略しているものがあります。      ◆評価期間: 令和6年1月～令和7年12月

条文等					取り組み状況など												
第23条 議会広報の充実																	
第1項	町政に係る重要な情報を議会独自の視点から、常に町民に対して周知するよう努める。				議会・議員の活動内容を町民に伝える「議会だより」を3月・6月・9月・12月の年4回発行し、全戸配布した。 また、「議会速報」を4月・7月・10月・1月の年4回発行し、定例会の審議内容(概要)を町民に周知した。												
◎	○	△	×		齊藤	尾矢	大庭	雄谷	山岸	松田	志村	浜野	萬亀山	前崎	渡辺	山谷	堀田
8	5	0	0		○	○	◎	○	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○
<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も多くの町民に見ていただけるよう取り組む。(斎藤)</li> <li>・周知についてはもっと改善が必要。(尾矢)</li> <li>・多くの町民に読んでもらえるような広報紙の配色やレイアウト、記事の内容等について広報特別委員会で議論を重ね、刷新に向けて進められたことは評価できる点である。(大庭)</li> <li>・議会独自の視点になっているか疑問です。(雄谷)</li> <li>・内容の充実が図られている。(山岸)</li> <li>・評論家の言う「完璧」は、無理。現時点の伝える方法は評価できる。(志村)</li> <li>・広報委員会で十分協議し、議会だよりを発行できた。(浜野)</li> <li>・分かりやすい「議会だより」を町民に届けた。(萬亀山)</li> <li>・議会広報で周知するほか、個人の議会報告チラシを配布している。(前崎)</li> <li>・住民周知を図り、読まれる広報として創意工夫を図っている。(渡辺)</li> <li>・活動内容を町民に広める「議会だより」として、読みやすい広報づくりを目指した。(山谷)</li> </ul>																	

【評価】

◎＝概ね達成できた(達成度80%以上)

○＝達成できたが、改善の余地あり(達成度60～79%)

※空欄は未回答

△＝あまり達成できなかった(達成度30～59%)

×＝達成できていない(達成度29%以下)

※条文は一部掲載を省略しているものがあります。

◆評価期間:令和6年1月～令和7年12月

条文等				取り組み状況など												
第2項	情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努める。			町ホームページで議会・議員活動にかかる情報を公開しているほか、本会議等をインターネット中継している。X(旧ツイッター)やフェイスブックなどSNSを活用した広報については、実施していない。												
◎	○	△	×	齊藤	尾矢	大庭	雄谷	山岸	松田	志村	浜野	萬亀山	前崎	渡辺	山谷	堀田
0	10	3	0	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<p>・ SNSや動画配信などを活用した発信は発展途上であり、若年層を含む多様な町民に届く媒体の組み合わせや、分かりやすいデザイン・表現の工夫が課題である。(斎藤)</p> <p>・ ネット中継について、多くの町民から見づらいとの指摘を受けている。改善が必要。(尾矢)</p> <p>・ 町のホームページの掲載内容及び本会議等のインターネット中継については、閲覧および視聴者側に立って考えると、種々検討・改善の余地があると思われる。又、今後はより多くの町民に議会の活動内容を理解してもらうための手段として、インスタグラムやXなどといったSNSの活用も検討する必要があると考える。(大庭)</p> <p>・ 情報通信技術の発達に後れをとっています。(雄谷)</p> <p>・ 情報は公開されている。(山岸)</p> <p>・ ネット中継をしている。(浜野)</p> <p>・ 公開されているが反応がうすい。(渡辺)</p> <p>・ 現在の方法で十分と思う。ライン化やエックス、フェイスブックなど、閲覧者が限定される方法まで広げる必要性は、個人として感じない。(志村)</p> <p>・ 限られた人しか見ていない。今後、広く周知していきたい。(萬亀山)</p> <p>・ HPやインターネット中継で情報公開している。(前崎)</p> <p>・ 情報公開されているが、広報に対する広がり欠ける。(山谷)</p>																
<b>第24条 議会図書室の充実</b>																
第1項	議員の調査研究及び政策形成並びに立案能力の向上を図るため、議会図書室の充実に努める。			図書購入費予算 R6:4万円、R7:3万6千円 R6購入実績:1冊 R7購入実績:4冊												
◎	○	△	×	齊藤	尾矢	大庭	雄谷	山岸	松田	志村	浜野	萬亀山	前崎	渡辺	山谷	堀田
2	8	3	0	△	○	◎	○	○	△	◎	○	△	○	○	○	○
<p>・ 改善が必要。(尾矢)</p> <p>・ 自己購入している図書もあります。(雄谷)</p> <p>・ 活用している。(山岸)</p> <p>・ 議会運営及び議員活動の参考とする図書等について、事務局が厳選して有効な図書等を購入するなど、整備されている。(大庭)</p> <p>・ 必要な書籍はそろっている。今後も必要に応じて追加すればよいのではないかと。個々がネット等で閲覧、調査できる環境にある。(志村)</p> <p>・ 努めている。(浜野)</p> <p>・ 利用度が課題である。(萬亀山)</p> <p>・ 必要に応じ活用している。(前崎)</p> <p>・ 図書充実も利用実績が少ない。(渡辺)</p> <p>・ 充実されているが、利用実績が課題である。(山谷)</p>																

【評価】 ◎＝概ね達成できた(達成度80%以上)      ○＝達成できたが、改善の余地あり(達成度60～79%)      ※空欄は未回答  
 △＝あまり達成できなかった(達成度30～59%)      ×＝達成できていない(達成度29%以下)

※条文は一部掲載を省略しているものがあります。      ◆評価期間: 令和6年1月～令和7年12月

条文等				取り組み状況など												
第2項	※評価対象外のため、省略															
第25条	議会事務局の体制整備			<p>議会及び議員の政策形成及び立案機能を高めるため、執行機関の担当部局と連携を図りながら、議会事務局の調査及び法務に関わる機能を積極的に強化するよう努める。</p> <p>【R6】                      北海道町村議会議長会、十勝町村議会議長会、南十勝町村議会議長会主催の各種議員研修会に随行参加                      北海道町村議会議長会主催の町村議会事務研究会に参加                      南十勝事務局職員研修会に参加</p> <p>【R7】                      北海道町村議会議長会、十勝町村議会議長会、南十勝町村議会議長会主催の各種議員研修会に随行参加                      北海道町村議会議長会主催の町村議会事務研究会に参加                      南十勝事務局職員研修会に参加</p>												
◎	○	△	×	齊藤	尾矢	大庭	雄谷	山岸	松田	志村	浜野	萬亀山	前崎	渡辺	山谷	堀田
6	5	2	0	○	△	◎	○	◎	△	◎	○	◎	◎	○	◎	○
<ul style="list-style-type: none"> <li>事務局職員による調査・法務機能の強化に取り組み、議案審査や条例立案を支える体制整備が進んでいる。(斎藤)</li> <li>何とも言えない。(尾矢)      ・機能強化のためには研修と他町村との情報交換が必要ではないでしょうか。(雄谷)</li> <li>本会議をはじめ、各種委員会及び議員協議会、議員会での協議内容に係る基礎調査や法務関係の助言、議案等の作成など、議会運営及び議員活動に対する事務局機能は十分に果たされていると思う。(大庭)      ・十分に職責を果たしている。(山岸)</li> <li>執行機関との連携は十分図られていると評価する。(志村)      ・十分やってくれていると思う。(浜野)</li> <li>事務局を高く評価したい。十分職責を果たしています。(萬亀山)      ・職責をきちんと果たしている。(前崎)</li> <li>議会に対する積極的なサポートが議会を活性化している。(渡辺)      ・議会のサポート機関として機能している。(山谷)</li> </ul>																

【評価】

◎＝概ね達成できた(達成度80%以上)

○＝達成できたが、改善の余地あり(達成度60～79%)

※空欄は未回答

△＝あまり達成できなかった(達成度30～59%)

×＝達成できていない(達成度29%以下)

※条文は一部掲載を省略しているものがあります。

◆評価期間:令和6年1月～令和7年12月

条文等				取り組み状況など												
第26条 災害時の対応																
第1項	議会は、町民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、町民及び地域の状況を的確に把握するとともに、議会機能を的確に維持しなければならない。							新型コロナ禍により、災害時対応の規定を整備したが、議会運営委員会で災害時対応の業務継続計画(BCP)は未整備である								
◎	○	△	×	齊藤	尾矢	大庭	雄谷	山岸	松田	志村	浜野	萬亀山	前崎	渡辺	山谷	堀田
0	4	6	3	△	△	○	×	○	△	○	△	○	×	△	△	×
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時の議会招集、情報共有、住民への説明などについて、具体的な行動計画やマニュアル整備が十分とは言えず、想定訓練やBCPとの連携を含めた実効性の高い体制づくりが課題である。(斎藤) ・整備が必要。(尾矢)</li> <li>・災害発生時の議員としての役割や行動等については、議員各自が自覚しているところであり、それぞれの地域において的確に行動できるものと考えている。ただ、議員協議会等において災害発生時における議会としての動き方などを改めて確認する機会があっても良いと思う。(大庭)</li> <li>・業務継続計画は必要です。(雄谷) ・計画策定も視野に入れた議論も必要。(志村)</li> <li>・議運での整備課題。(萬亀山) ・BCPの策定は今後協議する必要がある。(前崎) ・BCPは未整備である。(渡辺)</li> <li>・災害対応のBCPは未整備である。(山谷)</li> </ul>																
第2項	前項に規定する災害等が発生した場合における議会の対応に関し必要な事項は、議長が別に定める。							第1項と同じ。								
◎	○	△	×	齊藤	尾矢	大庭	雄谷	山岸	松田	志村	浜野	萬亀山	前崎	渡辺	山谷	堀田
0	6	3	3	○	○	○	×	○	△	○		△	×	○	△	×
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時の規定は整備されているとのことであるが、具体的内容を示す業務継続計画(BCP)の作成は今後必要であるとする。(大庭)</li> <li>・業務継続計画は必要です。(雄谷) ・計画策定も視野に入れた議論も必要。(志村)</li> <li>・引き続き行ってほしい。(萬亀山) ・BCPの策定は今後協議する必要がある。(前崎)</li> <li>・議長が定めるべき事項の内容は予測できるか。(渡辺) ・議長が別に定める議会対応の災害が発生していない。(山谷)</li> </ul>																

【評価】 ◎＝概ね達成できた(達成度80%以上)      ○＝達成できたが、改善の余地あり(達成度60～79%)      ※空欄は未回答  
 △＝あまり達成できなかった(達成度30～59%)      ×＝達成できていない(達成度29%以下)

※条文は一部掲載を省略しているものがあります。      ◆評価期間:令和6年1月～令和7年12月

条文等				取り組み状況など												
<b>第27条 継続的な検討</b> 法律等の改正等も踏まえながら、町民意見等や社会情勢の変化等を勘案し、議会の活性化について継続的に議会運営委員会において検討する。																
◎	○	△	×	齊藤	尾矢	大庭	雄谷	山岸	松田	志村	浜野	萬亀山	前崎	渡辺	山谷	堀田
0	4	8	1	△	○	○	△	△	△	△	○	○	×	△	△	△
・様々な社会情勢や町民事情に合わせて議会活動も変化していかなければならないと思うので、議会運営委員会等で継続して現状の分析と議会の活性化を目指した議論を進めていく必要があると考える。(大庭)      ・議会活性化の動きがあまり見えていません。(雄谷) ・今後、検討を進める必要があるのではないか。(志村)      ・されていると思う。(浜野)      ・検討すべき。(萬亀山) ・BCPの整備を継続して検討する。(前崎)      ・継続して協議すべき課題である。(渡辺) ・継続して議運で検討課題である。(山谷)																
<b>第28条 見直し手続き</b> 第1項 常に、この条例の目的が達成されているかどうかの検証を議会運営委員会において行う。																
				(平成27年1月 条例制定) 令和4年～5年の実施状況を基に議会運営委員会で総括、検証を行った 令和6年～7年の実施状況を基に議会運営委員会で総括、検証を行い、改善が必要な点は適切な措置を講じる												
◎	○	△	×	齊藤	尾矢	大庭	雄谷	山岸	松田	志村	浜野	萬亀山	前崎	渡辺	山谷	堀田
1	8	3	0	△	○	○	◎	○	△	○	○		○	○	○	△
・本町が抱える諸課題の解決に向けて、議会及び議員としての責任と役割を明確に示した本条例について、様々な視点から検証を行い、必要に応じて改善していくことが議会の活性化、議員活動の強化につながると思われるので、引き続き実施していただきたい。(大庭) ・検証は行われています。(雄谷)      ・令和8年2月中に議運で総括・検証を行う、(山岸) ・必要な事項については検証を行う。(志村)      ・されている。(浜野)      ・期待したい。(萬亀山) ・条例制定後、逐次検証を行ってきた。(前崎)      ・議運にて総括、検証を行った。(渡辺、山谷)																

【評価】

◎＝概ね達成できた(達成度80%以上)

○＝達成できたが、改善の余地あり(達成度60～79%)

※空欄は未回答

△＝あまり達成できなかった(達成度30～59%)

×＝達成できていない(達成度29%以下)

※条文は一部掲載を省略しているものがあります。

◆評価期間:令和6年1月～令和7年12月

条文等				取り組み状況など												
第2項	前項の検証の結果、制度の改善が必要な場合は、全ての議員の参加と討論による合意形成に努め、この条例の改正を含む適切な措置を講ずる。			第1項と同じ。												
◎	○	△	×	齊藤	尾矢	大庭	雄谷	山岸	松田	志村	浜野	萬亀山	前崎	渡辺	山谷	堀田
1	7	3	0	△	○	◎		○	△	○	○		○	○	○	△
<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例の改正に当たっては、議員個々の考え方もあることから、十分な議論を重ねた上で、必要に応じて適切な措置が取られてきたものと認識している。今後においても議員相互の活発な議論を前提として、取り進めていくことが必要であるとする。(大庭)</li> <li>・初めての検証を行っているので評価できません。(雄谷) ・必要な事項については検証を行う。(志村)</li> <li>・されている。(浜野) ・期待したい。(萬亀山) ・条例制定後、逐次検証を行ってきた。(前崎)</li> <li>・R 8. 2実施予定。(渡辺) ・議運での評価決定(R 8年2月中)実施予定。(山谷)</li> </ul>																
第3項	この条例を改正するに当たっては、その改正理由及び背景について、詳しく説明しなければならない。			第1項と同じ。												
◎	○	△	×	齊藤	尾矢	大庭	雄谷	山岸	松田	志村	浜野	萬亀山	前崎	渡辺	山谷	堀田
0	5	6	0	△	○	○		○	△	○		△	○	△	△	△
<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回のチェックシート作成を契機に、評価項目・手順・公開方法を定めた仕組みとして継続的に運用していくことが求められる。(斎藤)</li> <li>・議員相互の意見や議論の内容を踏まえ、改正に至る理由や背景を整理し、議会報告会等で町民にわかりやすく説明する必要があると思われる。(大庭) ・初めての検証を行っているので評価できません。(雄谷) ・改正点は説明が必要。(山岸)</li> <li>・必要な事項については検証を行う。(志村) ・説明は必要。(萬亀山) ・改正予定なし。(渡辺)</li> <li>・条例制定後、逐次検証を行ってきた。(前崎) ・改正時点でその理由を説明する。(山谷)</li> </ul>																